

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和2年1月16日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子

委員 濱口 正久

委員 浜口 一利

議長 木下 順一

副委員長 河村 孝

委員 戸上 健

委員 世古 安秀

副議長 山本 哲也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

書記 中山 真緒

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、1月21日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 総務課、中村です。よろしく申し上げます。

それでは、令和2年1月21日会議に提出いたします議案について説明させていただきます。

提出議案一覧表をごらんください。

今回の議案は、議案第63号が令和元年度補正予算議案1件、議案第64号が条例議案1件、議案第65号、66号が工事請負変更契約の締結2件、報告1件の計5件を上程いたします。

それでは、まず、議案第63号、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第11号）について説明をさせていただきますので、補正予算の概要をごらんください。こちらです。

まず、表1ページ目ですけれども、補正予算の規模につきまして、令和元年度一般会計補正予算（第11号）は、基金積立金で1億3,000万円のほか地域振興事業で5,642万9,000円を計上し、補正後の一般会計予算額は119億7,621万2,000円となります。

概要の4ページをごらんください。

今回の補正予算の内容ですが、積立金は、ふるさと納税寄附金について、当初予算を上回るペースで増加していることから、寄附金をふるさと創生基金に積み立てます。今回補正額を1億3,000万円とし、合計4億3,000万円とするものです。

続いて、ふるさと納税推進事業では、ふるさと納税寄附金の増収に伴い、返礼品にかかる費用、手数料等に必要経費を補正します。報償費、役務費、使用料等を合わせまして5,642万9,000円を増額補正するものです。

次のページですが、都市公園整備交付金事業、これは、鳥羽市民体育館増築事業ですが、これにかかる債務負担行為の限度額を補正するものでございます。

続きまして、先ほどの議案一覧表に戻っていただきまして、議案一覧表の次のページ以降に提出議案概要を載せておりますので、そちらをごらんください。これに沿って議案の内容を説明させていただきます。

2段目ですが、議案第64号、鳥羽市景観条例の制定について、建設課ですが、本市の特性を生かした良好な景観の形成を図るため、景観法の施行に関し、必要な事項、その他景観づくりの推進に関し必要な事項を定めるものです。

内容は、景観づくりにおける目的及び用語の定義、市民等及び事業者の責務、景観計画及びその策定手続、景観法の施行において、条例で規定すべき届け出行為、事前協議、勧告手続等、景観審議会について定めるとともに、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、景観審議会委員の規定を加えるものです。施行日は、令和2年5月1日となります。

次に、議案第65号、工事請負変更契約の締結について、農水商工課ですが、工事請負変更契約を締結する

ため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、変更する契約は、鳥羽市水産研究所新築工事、令和元年6月26日会議で承認を得ております。変更理由は、契約金額の増額で、地中障がい物等による鋼管杭施工方法の変更、種苗室に設置する水槽の変更等で、当初契約金額は2億5,905万円、変更契約金額は2億6,939万円、増額としましては1,340万円の増額となります。契約の相手方は、磯部・亀川特定建設工事共同企業体です。

続きまして、議案第66号、工事請負変更契約の締結について、建設課ですが、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容ですが、変更する契約は、鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事、令和元年6月26日会議で承認。変更理由は、契約金額の増額で、まず、メインアリーナ改修において、現況調査結果に基づく雨漏り補修の追加、沈下の進行によりかさ上げが必要となったこと。サブアリーナ増築におきましては、杭の長さを特定するボーリング調査等の追加等ということで、当初の契約金額は13億1,450万円、変更後の契約金額は13億5,317万8,200円、増額分としまして3,867万8,200円となります。契約の相手方は、ナカノフドー・村瀬特定建設工事共同企業体となります。

続きまして、報告第9号、専決処分した事件の報告につきまして、令和元年度鳥羽市一般会計補正予算（第10号）、企画財政課ですが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、災害復旧費978万3,000円を増額する補正予算を令和2年1月8日付で専決処分しましたので報告するものです。詳細につきましては、専決処分書をごらんください。

以上で、令和2年1月会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、1月21日会議の日程等についてご説明いたします。

会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたように、補正予算議案1件、条例議案1件と変更契約2件、報告1件の計5件であります。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程でありますけれども、お手元の会議日程案をごらんください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、1月21日に会議を再開します。諸報告、会議録署名議員の指名の後、議案第63号から第66号までの4件と報告第9号を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行い、議案に対する質疑、そして、所管の常任委員会へ付託いたします。

今回は、文教産業常任委員会につきましては、議案第64号、第65号、第66号の3議案を審査した後に議案第63号の一般会計補正予算について予算決算常任委員会において審査をいたします。

委員会審査の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行い、その後、議員発議としまして発議第9号を上程いたします。発議第9号は、鳥羽市議会基本条例の一部改正について、鳥羽市景観計画及び鳥羽市地域福祉計画の2計画について基本条例に位置づけるものでございます。

提案者は、議会運営委員長の坂倉広子議員の趣旨説明の後、議案に対する質疑、討論、表決を行い、散会する日程とさせていただきます。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

議案第64号の条例制定に関してです。全協でその他の地域福祉計画ほか素案が説明されました。この景観計画の素案も説明されました。市民に対するパブリックコメントは景観計画を除く全てを今実施中ですが、景観計画に関してはまだ実施されておられません。これは21日の本会議で条例が制定されてから実施するという理解でよろしいのでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長から答弁があるみたいなので。

総務課長。

○中村総務課長 詳細は、担当課のほうで全員協議会において説明があったかと思うんですけども、今、たまたま手元にありますので、その資料に基づきますと、この5月1日施行となっております、ここが景観行政団体にかわるタイミングということで、この資料によりますと、5月の中旬から6月にかけてパブコメという表記がしてありますので、そこになるのかと思っております。

○戸上 健委員 了解です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、お諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うことに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案の取り扱いについては、そのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

それでは、これもちまして議会運営委員会を散会いたします。

(午前10時13分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年1月16日

議会運営委員長 坂 倉 広 子